

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1 日 時 令和3年12月9日(木曜日)

午前9時27分～午前11時33分

2 場 所 委員会室(議場)

3 出席委員 高木法生 委員長 村田弘司 副委員長
荒山光広 委員 山中佳子 委員
三好睦子 委員 岡山隆 委員
秋枝秀稔 委員 猶野智和 委員
坪井康男 委員 杉山武志 委員
藤井敏通 委員 岡村隆 委員
田原義寛 委員 山下安憲 委員
石井和幸 委員

4 欠席委員 なし

5 委員外出席議員

竹岡昌治 議長

6 出席した事務局職員

石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長
篠田真理 議会事務局主査

7 説明のため出席した者の職氏名

波佐間 敏 副市長 中本喜弘 教育長
田辺 剛 デジタル推進部長 藤澤和昭 総務企画部長
志賀雅彦 市民福祉部長 西田良平 建設農林部長
繁田 誠 観光商工部長 末岡竜夫 教育次長
八木下 理香子 教育委員会事務局長 井上辰巳 市民福祉部次長
竹内正夫 デジタル推進課長 中嶋一彦 総務課長
佐々木 昭治 行政経営課長 市村祥二 監理課長
早田 忍 美東総合支所長 荒川逸男 秋芳総合支所長
佐々木 靖司 健康増進課長 古屋壮之 高齢福祉課長
中村 壽志 農林課長 落合浩志 建設課長

別 府 泰 孝	商工労働課長	河 村 充 展	教育総務課長
渡 辺 義 征	学校教育課長	千々松 雅 幸	生涯学習スポーツ推進課長
大 塚 享	観光振興課副主幹	神 田 高 宏	観光振興課副主幹

8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（高木法生君） ただいまより、予算決算委員会を開会いたします。

議長、報告事項等ございましたらお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 特にございません。

○委員長（高木法生君） それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件を審査いたしますので、御協力をよろしく願いいたします。

それでは、議案第80号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋一彦君） それでは、議案第80号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

まず、歳出ですが、最初に、各費目で共通して計上しております人件費について御説明いたします。

このたびは、人事院勧告に準拠して行う期末手当率の改定及び人事異動等に伴う人件費の会計間、費目間の調整を行っております。

それでは、人件費の補正について、詳細を御説明いたします。

54ページの給与費明細書を御覧ください。

ページの中段の2一般職ですが、このたびの人事院勧告に準拠した給与改定については、期末手当を0.15か月分減額するものでありましたが、それに併せ、11月現在の会計年度任用職員分も含めた職員数については、当初の見込みから減少していること等の理由から、報酬が1,937万4,000円の減、給料が619万5,000円の減、職員手当が2,645万9,000円の減、共済費が684万1,000円の減となり、総額では5,886万9,000円の減を見込んでいるところであります。

上段の特別職ですが、市長、副市長、教育長につきましては、一般職と同様に期末手当を0.15か月分減額するとともに、議員分の期末手当を0.10か月分減額しております。

このことから、期末手当については108万5,000円の減、共済費が13万6,000円の減、総額では122万1,000円の減となったところであります。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 佐々木行政経営課長。

○行政経営課長（佐々木昭治君） 続きまして、人件費以外の補正の説明を行います。
20ページ、21ページを御覧ください。

中ほどですが、2款総務費・1項総務管理費・5目財産管理費であります。

右側説明欄を御覧ください。007財政調整基金等管理運用事業において1億3,050万2,000円を追加しております。

内訳としまして、財政調整基金元本積立金を7,453万2,000円追加するとともに、後の歳入で御説明をいたしますが、土地売払収入を市政発展の基盤となる施設の整備に要する経費の財源に充てることとし、庁舎等整備基金元本積立金を土地売払収入と同額の5,597万円を追加しております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 早田美東総合支所長。

○美東総合支所長（早田 忍君） 次に、009総合支所整備事業として41万5,000円を追加しております。

これは、新たな総合支所の敷地に隣接する民間事業者の土地62.87平方メートルを来庁者の駐車場として活用するため、土地を購入するためのものであります。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 竹内デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） 続きまして、6目企画費、説明欄007地域情報化推進事業におきまして800万円を減額しております。

これは、本市のDX推進にあたり、当初、DXアドバイザーなど、デジタル人材の登用に係る経費を計上しておりましたが、自治体職員である総務省の地域情報化アドバイザーに本市のDX推進アドバイザーに就任いただいておりますことから、係る経費が不要になったことにより減額するものでございます。

なお、特定財源として充当しておりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましても、同額減額しております。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 佐々木行政経営課長。

○行政経営課長（佐々木昭治君） 続きまして、その下、10目活性化対策費でございます。

右側、説明欄を御覧ください。

002ふるさと美祿応援寄附金事業において369万円を追加しております。

これは、令和6年にJR美祿線の100周年を迎えることから、JR美祿線利用促進協議会において実施する、美祿線の車両をラッピングする事業の財源確保策として、ガバメントクラウドファンディングを実施することに係る事業費を追加するものであります。

本事業につきましては、目標寄附金額を320万円とし、寄附額を今年度は一旦、ふるさと美祿応援基金に積み立て、令和4年度当初予算において、JR美祿線利用促進協議会への負担金として予算計上することとしております。

このため、歳入に、ふるさと美祿応援寄附金を320万円追加するとともに、歳出において、23ページの上段に記載をしておりますけれども、ふるさと美祿応援基金元本積立金を320万円追加しております。

また、21ページの説明欄の最下段になりますが、クラウドファンディングの実施に係る返礼品代として、JR美祿線利用促進協議会に支出する報償費を28万2,000円、また、23ページの説明欄の最上段には、クラウドファンディング実施に係る決済手数料等として20万8,000円を追加し、その財源として、歳入において、ふるさと美祿応援基金繰入金を49万円追加しております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） それでは、議案書26ページ、27ページをお開きください。

3款民生費・1項社会福祉費・2目障害者福祉費、説明欄006自立支援医療給付費等事業のうち、自立支援医療費扶助におきまして1,952万2,000円を、介護訓練等扶助におきまして3,232万6,000円を、障害児施設給付費等扶助におきまして1,009万8,000円を、合計で6,194万6,000円を追加しております。

追加の理由としましては、自立支援医療費扶助は、人工透析入院が新規で開始されたこと、介護訓練等扶助は、居宅介護、生活介護、就労移行支援等で利用時間や利用額の増加によるもの、障害児施設給付費等扶助は、放課後デイサービス利用件数の増加によるもの等複合的な要因があり、それぞれ上半期の実績をベースに補正金額を計上しております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 続きまして、3目老人福祉費です。

説明欄002社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業におきまして、過年度国県補助金等精算返還金2万8,000円を追加しております。

これは、令和2年度の事業実績に基づき精算した結果、超過額が発生したための返還金となっております。

続いて、説明欄016介護保険事業特別会計繰出金におきまして、特別会計に所属する職員の給与改定、または人事異動等に伴う人件費の調整に係る市負担相当額として243万8,000円を減額しております。

続いて、説明欄035低所得者保険料軽減事業におきまして、過年度国県補助金等精算返還金29万2,000円を追加しております。

これにつきましても、令和2年度の事業実績に基づき精算した結果、超過額が発生したための返還金となっております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） 続きまして、28ページ、29ページを御覧ください。

2項児童福祉費・1目児童福祉総務費、説明欄001児童福祉推進事業、電算システム改修委託料といたしまして274万4,000円を追加しております。

これは、児童手当法等の改正に伴い必要となるシステム改修に係る経費でございます。

財源は、国の令和3年度子ども・子育て支援事業補助金を充てる予定でございます。

次に、過年度国庫補助金等精算返還金を1,995万1,000円追加しております。

これは、令和2年度に実施しました各種事業の交付金、負担金、補助金等を精算した結果、見込みより減となったため、国、県に返還するものです。

次に、説明欄005児童クラブ運営事業に22万5,000円を追加しております。

これは、美祢幼稚園児童クラブにおきまして、利用者の増員に伴う支援員の出勤日数の増加に対応するための金額でございます。

続きまして、30ページ、31ページを御覧ください。

4目児童福祉施設費です。

説明欄003病児保育施設運営事業において、施設備品購入費として30万円を追加しております。

財源は、議案書の14ページ、15ページにあります寄附金におきまして、病児保育のために使用してほしいということで、30万円の寄附をいただいております。病児保育施設つぼみで、必要な備品を購入する経費として予定しておりますところがございます。

民生費の説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 佐々木健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木靖司君） 続きまして、4款衛生費の説明をいたします。

補正予算書の32ページ、33ページを御覧ください。

2目予防費、説明欄009新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業において3,198万3,000円を追加しております。

これは、現在進めております新型コロナウイルスワクチン接種におきまして、2回目接種後、原則8か月を経過した18歳以上の全員を対象に3回目となる追加接種を行うよう、国の制度が改正されたことによるものです。

今回追加します補正予算につきましては、今年度末までに、2回目接種後8か月を経過する方々約1万1,900人を対象としました接種券の郵送料、予防接種の審査支払手数料及び予防接種委託料となっております。

なお、財源につきましては、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金、負担率は10分の10、及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、補助率10分の10を全額充当するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） それでは、36ページ、37ページを御覧ください。

6款農林費・1項農業費・3目農業振興費において40万円を追加しております。

説明欄010中山間地域等直接支払交付金事業につきまして、消耗品費及び燃料費をそれぞれ20万円追加するものでございます。

これは、中山間地域等直接支払交付金事業の実施に必要な経費に充てるための需用費であり、このたびの補正につきましては、県より推進事務費の追加配分希望の

照会がございまして、必要な経費を要望した結果、追加割当てを受けたことによるものでございます。

財源といたしまして、国50%補助の県支出金20万円を予定しております。

次に、5目農地費、説明欄004県営中山間地域総合整備事業につきまして、負担金といたしまして120万1,000円を追加するものでございます。

この県営事業は、圃場整備事業、ため池事業、暗渠排水事業などを総合的に行うものであります。

そのうち、主には、美祢地区、杉谷・山中工区の圃場整備事業において追加工事が発生し、工事費が増額となったため、市負担金である県営中山間地域総合整備事業負担金を追加するものであります。

財源であります地元分担金につきましては、圃場整備事業については、県が地元へ直接請求するため、市の予算には反映されませんが、先ほど申し上げました、その他の事業での工事費が増減したため、トータル2万4,000円を減額しております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 続きまして、38ページ、39ページをお願いいたします。

7款商工費・2目商工振興費です。

説明欄013新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の追加事業として710万円を追加しております。

これは、交流拠点施設経営持続化支援事業補助金として、市内における交流人口の維持と経済効果を引き続き果たすため、2つの道の駅を運営する事業者に対して、山口県が行った外出半減要請や隣県に出されていた緊急事態宣言、デルタ株感染拡大防止集中対策期間により経営に大きな影響を及ぼしたことから、今後の経営継続に向け、人件費、固定費、屋外環境整備費等に対する支援をするために必要な経費を補助するものであります。

特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を375万1,000円充てております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 神田観光振興課副主幹。

○観光振興課副主幹（神田高宏君）　続きまして、3目観光費、説明欄009スポーツイベント開催事業として、Mine秋吉台ジオパークマラソン開催事業補助金520万円、及び美祢秋吉台カルストウォーク開催事業補助金を170万円減額しております。

これは、両事業ともに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況が見通せないため、Mine秋吉台ジオパークマラソンは10月28日、美祢秋吉台カルストウォークは8月19日の実行委員会で中止を決定されたことによるものです。

なお、Mine秋吉台ジオパークマラソン開催事業補助金の特定財源として充当しておりました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を120万円減額しております。

次に、説明欄035観光拠点施設運営改善支援事業として1,031万2,000円を追加しております。

これは、新型コロナウイルス感染症のため、山口県のデルタ株感染症拡大防止集中対策期間や隣県に出された緊急事態宣言の影響により、利用者が激減し、運営に大きな影響が及んでいる秋吉台家族旅行村及び秋吉台リフレッシュパークの運営に関し、今後の事業継続に向け、雇用の確保、固定費の支援を行い、施設運営の安定や引き続きの観光の振興を目的として補助するものであります。

なお、特定財源には、本補正予算で減額いたしました、事業の財源に充てておりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を再度特定財源として544万9,000円充当しております。

以上です。

○委員長（高木法生君）　渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺義征君）　続きまして、10款教育費・1項教育総務費になります。

44ページ、45ページをお開きください。

3目指導費、右側説明欄005美祢魅力発掘隊設置事業において218万4,000円減額しております。

これは、公設塾のコンセプトである子どもたちの好奇心や挑戦する力を育むために、教育に対する情熱や多様な経験を有した人材を採用するために、これらの条件に合う人物を選定することに時間を要したため、美祢魅力発掘隊員の採用に遅れが生じたことにより、報酬、期末勤勉手当、社会保険料等について、また、予定して

おりました通勤手当分の費用弁償が不要となりましたことから、合計で218万4,000円を減額するものであります。

続きまして、同項、4目外国青年英語指導事業費になります。

説明欄001生きた英語力育成事業において474万4,000円を減額しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国語指導助手ALTの入国が延期されたことに伴い、報酬390万2,000円及び社会保険料84万2,000円を減額するものであります。

○委員長（高木法生君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） 続きまして、2項小学校費・2目教育振興費になります。

説明欄001小学校情報化設備整備事業において193万9,000円追加しております。

これは、GIGAスクール構想で整備いたしました児童のタブレット端末の修繕料及び予備端末の購入経費になります。

以上です。

○委員長（高木法生君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺義征君） 続きまして、その下、説明欄007小学校学級支援補助員活用事業において80万円減額しております。

これは、通勤手当相当の旅費の不用額を減額するものであります。

○委員長（高木法生君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） 続きまして、46ページ、47ページを御覧いただければと思います。

3項中学校費・1目学校管理費になります。

説明欄001中学校管理事業において246万円減額しております。

これは、生徒数の状況から、於福中学校の事務職員の配置の可能性が低いと判断し、市費による事務補助員の配置を予定しておりましたが、県費職員の配置が行われたことから、当該費用を減額するものであります。

続きまして、同項・2目教育振興費になります。

説明欄001中学校情報化設備整備事業において94万5,000円追加しております。

これは、小学校費と同様に、GIGAスクール構想で整備いたしました生徒のタブレット端末の修繕料及び予備端末の購入費になります。

続きまして、4項幼稚園費・1目幼稚園費になります。

説明欄001子育てのための施設等利用給付事業において26万5,000円追加しております。

これは、当初見込みに対し、新たな利用者が増えたことによるものでございます。

これに伴いまして、国の負担金14万7,000円、県の負担金6万1,000円を追加しているところでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 八木下教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（八木下理香子君） 50ページ、51ページを御覧ください。

続きまして、5項社会教育費・12目ジオパーク推進事業費になります。

説明欄002会計年度任用職員（パートタイム）において157万円減額しております。

これは、国際交流員が8月に退職し、新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい国際交流員の採用が11月末になったことに伴う、その間の報酬等の不用額を減額するものです。

説明欄003ジオパーク推進事業において54万1,000円追加しております。

これは、これまで雇用していた国際交流員が退職し、新たな国際交流員を雇用することとなり、JETプログラム招致費用の負担金等が必要となったことによるものです。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 千々松生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（千々松雅幸君） 続きまして、6項保健体育費・2目体育施設費、説明欄002市民プール管理運営事業として、人件費169万2,000円を減額しております。

これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民プールの夏季開放を中止したことによるものであります。

○委員長（高木法生君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） 続きまして、52ページ、53ページを御覧ください。

3項給食施設費になります。

説明欄002給食調理場管理運営事業において239万1,000円減額しております。

これは、人件費の関係で、合計454万9,000円減額する一方で、美東地区の小中一

貫教育の本格的な実施に伴い、現在、秋吉調理場から配送しております淳美小学校の給食を大田調理場からの配送に変更するため、不足する消毒保管庫及び二重食缶の購入費215万8,000円を追加するものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（高木法生君） 市村監理課長。

○監理課長（市村祥二君） 続きまして、歳入を御説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

17款財産収入・2項財産売払収入・1目不動産売払収入において5,597万円を追加しております。

これは、議案第102号財産の処分にて御審議いただきました、美祢テクノパーク2区画を山口県森林組合連合会に売却する土地売払収入として5,597万円を追加するものであります。

以上です。

○委員長（高木法生君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋一彦君） 続きまして、14ページ、15ページ上段になります。

18款寄附金・1項寄附金・1目一般寄附金、一般寄附金におきまして30万5,000円追加しております。

これは、新型コロナ感染症対策を踏まえた社会貢献活動のために活用していただきたいと県内事業者様から御寄附をいただきましたので、このたび予算計上をさせていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 佐々木行政経営課長。

○行政経営課長（佐々木昭治君） 続きまして、その下の中段を御覧ください。

19款繰入金・1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金におきまして、前年度繰越金の追加や歳出における人件費の減額等により、2億4,064万3,000円を減額しております。

また、同様に、その下の2目ゆたかなまちづくり基金繰入金において1億5,000万円を減額しております。

続きまして、一番下ですが、20款繰越金・1項繰越金・1目繰越金において、前年度繰越金を3億9,874万5,000円追加しております。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。

中ほどですが、22款市債・1項市債、4目農林債であります。

説明欄を御覧ください。農業施設事業債を120万円追加しております。

続きまして、1ページを御覧ください。

以上の結果、本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,493万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億7,385万4,000円とするものであります。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明をいたします。5ページを御覧ください。

債務負担行為の補正につきましては、美東総合支所庁舎等整備実施設計業務ほか、8件の追加を行っております。

なお、57ページに債務負担行為に関する調書を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、地方債の補正について御説明をいたします。

6ページを御覧ください。

地方債の補正につきましては、農業施設整備事業債の限度額を変更しております。

以上で、議案第80号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 何点かお尋ねいたします。

まず、24ページ、25ページで、選挙費ですが、831万7,000円の減になっておりますが、人勧だけで——人事院勧告による削減だけではないような気がするんですが、この選挙期間中に短縮され——選挙の投票時間が短縮されましたが、その影響もあるのでしょうか。この説明をお願いいたします。

○委員長（高木法生君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋一彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

選挙費の人件費のところでございます。

こちらのほうは、人勧、それから人事異動に伴う人件費の減少ということで、当初3名を予定しておりましたけれども、3名が2名になりましたので、その実態に

基づいた補正でございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） それから、これの39ページですね。39ページの035観光拠点の1,031万2,000円の事業なんですけど、これは先ほどの説明では、指定管理のところのコロナによる補填ということでしたけれど、この中に、観光拠点といいますから、秋吉台の長者ヶ森の駐車場のトイレとか、展望台のトイレとかが非常に何か使いにくいっていうか、洋式トイレもありませんが、また——1つありましたが、なかなか和式が多くて使いにくいのではないかと思います。

それと、便座クリーナーや手洗いの消毒液などあり——設備——施設が設置してありませんでしたが、コロナの感染予防といえ、こういうことも入れなければならぬと思うんですが、この1,031万2,000円の中に入っているのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（高木法生君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

このたびの観光拠点施設運営改善支援事業の予算につきましては、説明でも申し上げましたけども、本市の観光拠点の市の施設、秋吉台家族旅行村及び秋吉台リフレッシュパーク、この拠点施設の継続的な運営を目指しまして、指定管理者に対しまして、今後の運営の継続に向けて必要な経費を補助するものでありまして、委員が言われました、長者ヶ森等の固有のトイレであるとか、そういった施設に対する支援金ではございません。

委員が言われますように、トイレ等の改善、コロナ対策としても必要なところがございまして、市全般として、いろんな所管のトイレの改修等を行っておりますので、全般的なところを見回した上で、観光においても、今後要望できるところは要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 大正洞のトイレもちょっと御存じだと思いますけれど、よく改善していただきたいと思います。

その中に——それと、この予算——先ほど035のこの説明の中で、私もリフレッ

シュパークのところに行ってみました。そして、もちろんコロナで大変でしたでしょうっていう話をしたんですが。

何ですかね、この予算の執行の仕方なんですけれど、もしこれは、これが通過して予算が出る、もう既に執行され——事業で、執行されている事業もあるっていうことなんですか。それが、大変でしょうって聞いたら、いいえもうこれこれで、支援はしていただいていますよって聞いたので、今の説明では、これからあるような気がしたんですけれど、もう既に支出されてるのかどうか。

こういった——この行政の仕組みっていうのが予算——補正になって事業ができると思ってたんですけれど、もう既に執行されていた分も載っているということなんですか。

○委員長（高木法生君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

このたびの補正は、このように予算決算委員会に諮られて、今後、執行を当然してまいるものでございます。

三好委員が聞き取られた支援はしていただいておりますというようなことがあるとするならば、我々、観光商工部等の指定管理の中ででき得る対策といたしまして、年度協定というものがございまして、その中に、第1期の支払い、第2期の支払い、第3期の支払い、第4期の支払いというふうに区分がありますけども、相互の協議の中で、夏場の県外からのキャンプの予約というものを止めておったり、新規の予約を止めて、大変苦しい運営をされている状況もございましたので、前倒しをして、支払いを行っておる場合がございます。そういったことを言われたのではなかろうかと思っております。

以上でございます

○委員長（高木法生君） 三好委員、観光事業につきましては、総務企業ですから、ここではちょっと管轄的には違いますので、その点よろしく申し上げます。三好委員。

○委員（三好睦子君） 41ページの004なんですけど、これをちょっと説明をお願いいたします。

それがですね、会計任用職員——会計年度任用職員で、パートの職員が35万9,000円の報酬が記載されています。この——のに、その保険料や費用弁償は減額

になっておりますが、なぜでしょうか。

○委員長（高木法生君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

六次産業における会計年度任用職員につきましては、当初、一般的な事務の関係の方を考えておりましたが、仕事の内容が専門的分野、特に言いますと販売戦略、そういったところに特化した内容の仕事であるため、専門員を任用しております。

そういった中で、費用弁償ということで、交通費に関わるところでございますが、実施といいますか、精査したところ、差額が出たといったところでございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明では、この会計年度任用職員の報酬ですから、パートなん——報酬だからパート——パートなんですけど、同じ人のことでいいんですよね。今、差額が出たっていうことなんですか。

私が考えますに、パートの方を雇っているながら保険料とか、雇用保険とか、費用弁償というのは通勤費なんですけれど——と言われました。その同じ方なんですけど、分かりませんね、意味が。これが1つの連動しているかっていうことです。

職員を——パートの方、会計年度任用職員の報酬ですからパートですよ。パートの方の人を雇っているながら雇用や——働いてもらっているながら、費用弁償が削られるということがちょっとどうなのかな。費用弁償にしても、その保険料にしても、差額が今ありましたっていうことはちょっと納得いかないんですけど、どうなんですか。

○委員長（高木法生君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、当初は、一般のパート職員、そして、実際は専門の職員ということでの単価差もございまして、そういったことを加味すると、こういう差額が出るということでございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） すみません、よく分かりました。

それと、49ページなんですけど、49の001……。

○委員長（高木法生君） どの001ですか。

○委員（三好睦子君） 公民館——これは公民館の公民館費なんですけれど、公民館の方が増えたんでしょうか。何なんんでしょうか。その——どこの公民館なのかなと思っておりましたが、どうなんんでしょうか。これについて、説明をお願いいたします。

○委員長（高木法生君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋一彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。総務課のほうから御説明いたします。

ただいまの公民館費の人件費のところなんですけれども、こちらのほうは当初10名で予定しておりましたけれども、これが13名になっております。

また、美東・秋芳教育事務所を廃止し、これが大田・秋吉公民館扱いとしたために、当初、伊佐公民館に再任用を予定していたために、1名増というところが主な要因でございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） もう1点お尋ねします。これで終わりですが。

54ページと55ページなんですけれど、一番初め、冒頭に説明がありましたけれど、この表を見ますと54ページで、一般職で総括のところでは、職員は361人と変わっておりません、比較はなしですが。

右側の55ページの上を見ますと——アの分ですね、会計年度任用職員以外の職員ということは、先ほど言いました左側の職員の分と同じ——同じ職員だと自分で思ってるんですけど。その中で、比較が2人増えてますが、左では変わってないよと。括弧の見方はパートなんですよね。でも、右の括弧も何もないのは、一般職員の方ですからね。それで、会計年度のほうを見ますと2人増えてますが、これってどう違うんですか。どのように理解すればいいんでしょうか。

○委員長（高木法生君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋一彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

三好委員が言われるのは、54ページに、まず、総括の職員数といたしまして、補正前が361人、それから補正後も361人ということで、一般職、それから会計年度職員、一般——すみません。正規職員、それから会計年度職員、合計した人数361人

は変動しておりません。しかしながら、55ページのア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職の正規職員、それから再任用職員、こちらの人数は、334人が336人に、2人増加しております。

そして、その下、イ会計年度任用職員につきましては、補正前が、こちらはフルタイムの会計年度職員ですけれども、こちらが27人が、補正後25人と2人減少しておりますので、差引きでプラスマイナスゼロということで、総括の合計職員数としては変動がないというところでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。田原委員。

○委員（田原義寛君） 44ページの小学校費なんですけど、それと、次のページで、中学校費も同じことをお伺いしますんで、同時に聞きたいと思うんですけど。

001の小学校情報化整備事業の中で、修繕費、これタブレットの修繕費っていうことですが、当初、タブレットを購入されたときに、この間の一般質問でも、美祢市は対応が物すごく早かったっていう話をしたんですけど。それと同時に、やっぱり壊れることをある程度予防するっていうことで、タブレットをガードするようなものもいろいろと購入されていたと思います。

で、実際に、タブレットを児童生徒の皆さんが使われて、これまでに、じゃあ例えば1か月当たり、どれぐらいの割合で故障が出てきているのか。故障の内容としては、例えば、中のアプリケーションがおかしくなったのか。あるいはちょっと言葉悪いですけど、使い方が乱雑で、もうそのタブレットそのものが、ハードの面がちょっと故障を起こしているのか、そういうことについて知りたいんですね。

知りたい理由としては、今、小学校と中学校、タブレットそれぞれ使ってもらってますけど、やはり学校ごとに、タブレットをどれぐらい児童生徒の裁量に任せ——要は、家でも自由に使えるかどうか。あるいは学校でもそうでしょうか、どれぐらい自由に使えるかがある程度、ちょっと学校によって対応がまちまちだになっているのは、ちょっと感じることでございまして。

そのまちまちの原因として、もしかしたら、子どもがタブレットを使われるときに、やっぱりこれ、自由に任せたらすぐに破って、とんでもないことになるっていう現場サイドとして先生方思われていらっしゃる部分も、学校によってですけど、違いがあるのかなっていうのを感じてるんですね。なので、ちょっと故障がどの程

度起こってて、その故障内容ですね。どんな感じで起きてるのかっていうのが知りたいんですけど、よろしくをお願いします。

○委員長（高木法生君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） ただいまの御質問にお答えさせていただければと思います。

まず、故障の状況でございますが、このたび補正予算に計上させていただいておりますのが、大体小学校関係で、小学校で月平均3台分、中学校で月1台分というような形で計上させていただいております。

これは実績に伴いまして、大体平均取るとそれぐらいかなというところで、件数をカウントさせていただいているところでございますが、故障の内容は、電源が入らないとか、充電ができないとか、キーボードに動作不良が起きたとか、そういった内容になっております。

修理の内容として、メイン基盤を交換したり、リカバリーをかけたというように、多少お金が必要になるというところがございます。

内容的には、今申しましたとおりの内容で、委員が御心配なされている乱暴に取り扱って起きてるとか、不可抗力で落ちてしまうっていうことはあろうかと思いますが、故意に破損をさせているというような案件は、今現在は起きておりません。

GIGAスクール構想の中で、子どもたち、以前はiPad等を使いながら学習されていたところがあるかと思えます。このたびGIGAスクール構想の中で、1人1台端末配付させていただきまして、授業のほうで使っていただく、また、家庭学習の中で使っていただくという環境を整えました。やはり、子どもたち不慣れなところもありましょうし、教職員の方も同じだと思えます。

ただ、我々のほうは、それを授業の中で、全授業の中で、有効に活用していただくということで、故障のリスクを恐れて使わないようにっていうことは、学校のほうに話しているということはなく、逆にどんどん使ってほしい、壊れてもいいから使ってほしいという中で対応させていただいておりますので、多少のこういった故障は出てくるのかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 5ページですかね、債務負担行為の補正、これに関連して質

問をいたします。

実は昨日の教育民生委員会ของときにも、温水プールの指定管理料の——指定管理料というよりも指定管理の管理者の指定と、議案第96号ですけど、これに関連して質問させていただきまして、特に、この指定管理者を選定するにあたっては、指定管理料、これをどういうふうにして決めたかというふうなことも非常に重要であるんじゃないかというふうなことで、いろいろ質問させていただきました。

で、その席で、委員長のほうより一応、その指定管理料の是非というか、これについては、今日行います予算決算委員会の債務負担行為の補正と、そこで議論すべきアイテムであろうという御指摘も受けまして、今日改めて、この席で質問させていただきます。

まず、温水プールを今回指定管理にされる目的というのは、1つは、市民生活というか福祉の向上、要するに、今までのサービスよりよりよいサービスを提供する。これを市で——市の職員でやってるのでは限界があるだろうから、こういう専門的な知識を持った、ノウハウを持ったそういう事業者に委託する、そしてサービスを向上させると、なるほどと思います。

ただ、もう1点、従来、市の直轄でやっていた時の管理料、これが少しでもやはり下がるといふ、この財政が厳しい折に、少しでも財政の負担が軽くなるという、これも大きな目的だろうと思いますし、そのように昨日は、答弁でもあったと私は理解しております。

そこで、確かに、今回のこの指定管理を業者に移管することによって、いろんなサービス向上が図られるということをお聞きして、なるほどなど、ぜひ、本当にしっかりやっていただきたいというふうに改めて思いました。

ただし、管理料をどのようにして決めたかというプロセスについては、一応、市のほうから過去、平均的な——ノーマルなですね、今年とか去年はコロナがありましたので、入場者数も減ってるというふうなことを鑑みて、過去の平均的な管理料、それに入場という——入場料等の収入を差し引いた額、約2,100万円ぐらいだったですか、かかっている。これを5年間で、1億2,000万円という限度額をまず決められた上で、業者のほうで見積りを取って、それで入札で、実際には、市のほうで指定していた1億2,000万円よりも低い1億1,400万円という提示があったと、それで、この額で、一応指定料を決めると、こういうふうな説明であったと思います。

で、私が昨日質問した点で、一番大きな点は、少しでもコストを下げたいということであれば、実際に、今現在というか、平均的にかかっておったその金額、約それが2,100万円の5年であれば1,500万円ですかね。その5年間で——1億2,000万円というふうなお話だったので、それは今まで、市のほうの直轄でずっとやってた平均で、この限度額っていうか、これをベースに限度額を決めて、たまたまというか、入札で、それよりも600万円低かったということだったんですけども。

本来、本当にコストも下げたいというのであれば、そういう従来の管理費の見積りをした上で、例えば5%削減、10%削減という目標を立てられた上で、これが限度額ですよとかいうふうなことで、例えば見積りを取ると、こういうのが本来的に、こういう指定管理を行うときの、指定管理料を見積もるときの考え方じゃないかなと。たまたま、これはプールということですけども。

本来、やっぱり指定管理をすることで、少しでも従来の直営でやってたときよりも安くやると、こういうことであれば、そのようなやり方がふさわしいのではないかと思います。

それで、改めてお聞きいたしますけれども、この1億1,400万円の限度額ということについて、市のほうの御見解はいかがでございますでしょうか。

私の質問は、本来——もしあれだったら、もともと1億1,400万円ぐらいを何%ダウンということで、これを提示された上で、例えば、結果として、業者がこの金額になったんだったら、ある意味、それはしようがないんですけども。要は、まずやり方としては、そういうふうにかコストダウンを見込んだ限度額というか——を提示して、それから見積りをするのがいいんじゃないかという、そういう考えに対していかがお考えか、お聞きしたいと思います。

○委員長（高木法生君） 田辺デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（田辺 剛君） それでは、藤井委員の指定管理に関する御質問にお答えをしたいと思います。

本市の指定管理の運用につきましては、指針に沿って運用しております。今から配信をいたしましょう。届きましたでしょうか。

この指針のまず指定管理者制度を導入するかどうかという検討についての記載が5ページの3に記載をしておりますが、下に挙げております4項目について検討する。そして、制度を導入したほうが良いという判断をすれば導入するということで

やっておりますが、この中で、②施設が提供するサービスの特殊性、専門性、施設の規模等勘案して、民間事業者による運営が可能かどうか。あるいは、③民間事業者任せすることで、市民のニーズに合った開館日、開館時間の拡大とサービス内容の充実や民間事業者のノウハウの活用が期待できるか等という検討項目に、まさに、温水プールが合致しておるといふふうに判断して、指定管理者制度を導入しようとしたものであります。

それから、選定方法について、まず、8ページの3に債務負担行為額の算定についてという記載があります。この3以下に、支出、それから収入について、見積りをして債務負担行為額を算定するわけですが、ここに記載のありますとおり、各項目を十分検討した上で必要な額を算定する。支出については、必要な額を算定して、収入については、過去3年間の実績等に基づいて低めに算定するというので、債務負担行為額を算定するというようにしております。

それから、選定方法についてですが、13ページからありますが、ここの初めの一、二行に書いてありますとおり、指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者のノウハウを発揮させることが目的であることに鑑み、算定方法は原則として総合評価方式により行うというふうに定めておりますが、総合評価方式ということで、単にそのコストの削減だけではありませんということで、総合評価方式ということで定めております。

で、(2)選定項目ということで、それぞれ1、2、3、4、5の項目について、それぞれ選定——検討して選定することになってますが、この中で、3に、管理に係る経費の縮減を図ることができると思われる団体であることという検討項目の中で、指定管理料について、公募者が見積もった額の評価をするところがありますが、これについては、やっぱり安いほうが評価が高いわけですが、安過ぎても無理な提案をしているという観点から、この表にありますとおり、80%以下については、もう一律、係数を1点、それより高いものについては、ここに上がっておる率によって減額ということになっております。

したがいまして、確かに、コスト削減につながれば、それはそれで望ましいことではありますが、コスト削減だけではなくて、総合的な評価によって、指定管理者を決定するという方法で決定しておるといふことを申し上げたいと思います。

これについては、国のほうからも通知がありまして——発信します。平成22年12

月28日付、総務省自治行政局長名で通知が来ておりますが、これ都道府県知事、指定都市の市長宛てに来たものですが、指定管理者制度の運用についてというところで、一番頭から読みますが、指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところですよという記載から始まって、下に続いていくわけですが、一番下の2行目、2のところですが、指定管理者制度は公式サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決をもって指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであることということ改めて通知をしております。

これはどういう背景があったかという、指定管理者制度は、始まった当初、民間事業者に任せることになるから、とにかくコストを削減しなければいけないというふうに考える自治体が多かったということが、その背景にあります。

ですから、この通知は、単にコスト削減だけではなくて、総合的に判断して、指定管理者を選定するよにという、改めて、その点を注意するよということが目的にあったよということであります。

以上です。

○委員長（高木法生君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ただいま田辺部長より、指定管理者の指定に関する指針について説明がございました。

私は、今回、特に指針がおかしいとか、あるいは総合的な判断でやると——やらなければならない。先ほどの総務省ですか——の指針とか、要するに、住民サービスの向上、それを効率的にやると、このために指定管理をやるよという、この考え方を否定してるわけではございません。

ただ、今回もそうですし、今後、新たに指定管理を導入されて、住民サービスの向上、もしくは、その効率化を図っていくよということがあった場合に、その効率化という中に、重要なファクターとして、やはり従来、行政で直轄して——されたときよりもより効果的によというか、要は、10のコストがかかったときに、8のコストでも11、12のサービスもできるよということが、ここの効率的によということの中に含まれてるよと思うんですよ。

で、先ほどの指針、ちょっと消えちゃったんですけども、その中に、標準的なコストですか、それをベースにして、その管理料を決めるとありました。

で、今現在、市のほうで、直轄でやられてる、そのときにいろいろな費用がかかってます。例えば保険料とかいうのは、これは別に、市の皆さんがやらなかったって、一般でも同じだろうと思います。ですが、いろんな修理、あるいは管理というのが、市の皆さんが当然100かかるんだと思われてたことも、民間では80でできるってということもたくさんあります。

だから、標準的なベースについておっしゃるのであれば、ただ単に、今までこれでやってたからこれが標準っていうんじゃないくて、もう一度、本当に世の中見たときに、もっといいもので、安くできるものだってあるんじゃないかというふうな視点で、標準的なコストの見直しとかもされるべきではないかなと思うわけですよ。

そういう意味で、ぜひ、今指定管理の指針、改めて、ゆっくり読まさせていただきますけれども、ちょっと、これのやり方っていうのが、本当にこれでベストなのかということで、もう一度必要なところは見直していただけないかなというふうには思います。

それで、改めて、今回のこの1億1,400万円なんですけれども、一応これはもう、市としては、ルールに従って最善でやったということであるならば、私はもうこれ以上、この金額について、特に申し上げることはございません。

ただ、もう1点、昨日の質問というか、議論の中で感じたことを申し上げます。

第96号の指定管理は、指定管理者を決めるというふうなことのようですね。で、指定管理者がこれでいいのか悪いのかと、それを判断する1つの材料としては、いろいろプロフィールとかも見て、ここの企業であれば大丈夫だなということは大事ですけれども、もう1つは、本当にそれをやっていただく指定管理料が本当に適切かどうかという、これを踏まえた上で、最終的には、やっぱり指定管理者をどう決めるか決めんかっていうのは決めるべきだと思うんですけども。

今のこの美祢市のシステムでは、あくまでも、誰を指定管理にするということを決める、その指定管理料が妥当かどうかというのは、今日のこの債務負担のところで別途決めると、こういうルールになってると聞きました。もし、私の理解が違えば、申し訳ないですけども、修正していただきたいと思います。

となってくると、業者にとって——を選定することは、非常にいいと思うと。た

だし、この指定管理料については、もう少し安くするっていうか、あるいはもっとこうすべきじゃないかっていうふうなときに、どのように、その意見を反映して、実際に、最終的に指定管理を決めるかっていうところが非常に難しいと思うんです。

したがって、私の提案ですけれども、今後、指定管理者を決めるときに、そこに、そのときにどういう根拠で、どういうあれで指定管理料がこうなりましたという、その指定管理料が幾らになったという値も入れて、議論して、最終的に決めるというふうな、そういうやり方に修正っていうか、訂正はできないかということをご提案いたします。

○委員長（高木法生君） 田辺デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（田辺 剛君） それでは、藤井委員の御質問にお答えをいたします。

指定管理料、債務負担行為限度額、行政——執行部が見積もった額が適正かどうか、妥当かどうかという判断については、なかなかその判断が難しいということは承知しておりますが、今の大規模施設、この温水プールもそれに該当しますけれども、年間の事業費が3,000万円以上の施設については大規模施設ということで、専門家で構成をされる審査会で審査するというようにしております。

その審査会のメンバーは、弁護士、税理士、中小企業診断士、それから公認会計士、それと市の職員が1名それに加わって審査しますが、この議会に提案する前に、まず初めに、公募する前の段階ですが、その主要——施設管理の主要、それから募集要項についての審査をやります、公募する前にですね。その中で、債務負担行為限度額についても、それが妥当かどうか、適正かどうかという判断を行いまして——結構、過去の例で多いのが、例えば、今で言いますと、コロナ禍の中にありますが、この収入をこれだけ見積もっているけど、実際大丈夫かとか、経費で不足しているものについて、こういう経費が不足してるんじゃないかというような指摘もいただいております。

ですから、一応、その専門家で構成される審査会で、ある程度妥当性、それが適正かどうかという判断はしていただいているというふうに、私どもは認識しております。

それから今後、この指針につきましては、初めにできて、必要に応じて改正をしておりますので、今後、また必要に応じて、改正をする必要があるのではないかと

いうことは承知しております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の答弁で、私が最後に提案したというか——要は、議題ということで、指定管理者を上げるというときに、そこに指定管理料も幾らであってというふうな、そういう項目を入れた上で提案をされるってということについて、どうかとお聞きしたんですけど、その点についてはいかがお考えですか。

○委員長（高木法生君） 田辺デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（田辺 剛君） 藤井委員の御質問の指定管理料を議案で提案するとき、一緒に入れてはどうかという御質問であったかと思いますが、指定管理料については、議決事項に該当しませんので、あくまでも指定管理の施設と指定管理者と指定の期間が議決事項ということで定められております。

ですから、あくまでも議会で議決いただくのは、その3項目とあと予算の関わりで言いますと、債務負担行為限度額について議決をいただいて、その範囲内で、基本協定の中で、指定管理料を決定していくという手続になっております。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにありますか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 最後の質問にします。

今の説明だと、あくまでも指定管理者を決めるのは——決めるというか、議会で承認を求めるのは、指定管理者とその期間だと。で、指定管理料については、別途、この予算での債務負担行為のほうの限度額でというお話でした。

そしたら、例えば、指定管理者は一応承認されたと、期間も含めて。ところが、予算のほうの債務負担のほうで、極端な話、否決されたと、こうなったときには、要はどうなるんですか。指定管理そのものも、もう認められないということになるんでしょうか。

○委員長（高木法生君） 田辺デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（田辺 剛君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたしますが、債務負担行為の限度額の議決をいただけなかった場合には、基本協定が締結できなくなるということになりますので、その債務負担行為限度額の妥当性を改めて判断をして、また再度——すみません。再度審査を、改めて審査をやりかえて、

提案し直すという手続になろうかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 債務負担行為の限度額の否決の件で、参考までにお伝えをしたいと思います。

例えば、この委員会の中で、債務負担行為を根拠もなしに否決することは、私は無理だと思っております。もし必要であれば、委員の中から修正案を出していただいて、それについて審議していただく、その上で、可決か否決かということになろうかと思えます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の事務局長のお話で、1点だけ確認させていただきたいのは、それでは、議員のほうで修正案を出して、改めて審議するというか——じゃあ修正案を出すタイミングっていうのは、どのタイミングで——例えば、今日始め…

○委員長（高木法生君） じゃあここで、10分まで休憩を取ります。

午前10時57分休憩

午前11時23分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほど発言で、ちょっと、いろいろ皆さんに混乱させてしまったみたいですが、私としては、何とか本当に、この美祢市を少しでもよくしていきたいというか、そういう一心で、どうすればいいかなっていうことを考えました。

よく、ちまたで、物事を進めるには、ばか者・よそ者・若者とよく言われます。若者ではないんですけど、私、考えてみると、ずっと外に出たよそ者であり、おおいのばか者ということですので、どうか、いろいろ混乱させてしまいましたけれども、どうかお許してください。

それで、一応、先ほど私のほうからいろいろ提案いたしましたけども、いろいろ話を聞きますと、指定管理というのは、年度ごとの見直しというふうなものもされて

いるということでございますので、ぜひ、その年度ごとの見直しのときに、ぜひ、そのコストのつていうか、管理料等の見直し等もやっていただければよろしいかなというふうに思います。

すみませんでした。どうも本当、ばか者、よそ者の発言でいろいろ混乱しましたけれども、どうか何としても、この美祢市を本当に少しでもよくしたいと思っておりますので、その気持ちだけは酌んでいただいて、お許し願えればというふうに思います。

以上です。

○委員長（高木法生君）　ここで、三好委員から発言の申出がございますので、許します。どうぞ。

○委員（三好睦子君）　先ほどの質疑の中で、39ページの03号の中で、環境観光拠点施設運営改善支援事業補助金の質疑の中で、金額に——この内容——予算の内容——補正予算の内容について、議決されない前に執行されることがあるのかというようなことを言いましたので、大変申し訳ありません。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○委員長（高木法生君）　ほかに御意見ございませんか。猶野委員。

○委員（猶野智和君）　私は、コロナワクチンの接種事業について質問させていただきます。

先ほどの説明のほうで、原則8か月ということで、3回目の接種のことが始まるというお話でした。

1回目接種して2回目の接種のときは、1回目から起算して、大体日にちはもう決まっていたと思うんですが、この3回目の接種も、この1回目2回目から起算して、大体もう日にちは個別に決まってくるのか、それとも3回目は新たに予約などを取るような形になるのか。その辺り、どのようにお考えかお願いします。

○委員長（高木法生君）　佐々木健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木靖司君）　ただいまの猶野委員の御質問にお答えいたします。

国のほうでは、2回目接種後、原則8か月というふうに制度が——通知が行われております。

で、この3回目の接種におきましては、追加分として1回のみ接種となりまして、8か月经った方が対象として、接種の対象になってまいります。

で、現在、市のほうでは、接種記録台帳によるシステムから8か月を経過した方

を順次抽出しまして、今後、10日ごとに接種券を発送してまいります。

今、まさに今月、医療従事者の方の接種が始まりましたが、その次の順位の方が高齢者65歳以上の方々になります。65歳以上の方々につきましては、1回目が最短で5月10日に接種されておられて、その3週間後に、5月31日に2回目の接種を終えられた方が最初のグループのほうにいらっしゃいます。

したがいまして、1月——来年の1月末をもって8か月に到達されますので、その1週間前程度に対象の方々を抽出して接種券をお送り差し上げる。その上で、お手元に届きましたら各医療機関——今13の医療機関、1、2回目と同様に13の市内医療機関に接種の御同意をいただいております。各自でご予約をしていただきまして、順次、接種を進めていただきたいということで考えております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 前回の接種のときに、市内での接種のほかに、県庁などで行われた広域の接種があったと思うんですが、その方——それを受けられた方も、市から連絡が来るという形なのかというのが1点。

それと、前は広域だったが、今回は市内で受けることとか、そういう形も可能なのかというのが2点目。

その場合は、例えばモデルナからファイザーなど、ちょっと薬の種類が変わってくると思うんですが、そういうことも想定して考えられているかどうか、この3点、よろしくをお願いします。

○委員長（高木法生君） 佐々木健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木靖司君） ただいまの猶野委員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、1、2回目は山口県庁を、美祢市民の方では山口県庁を含め、県内で三、四か所の広域集団接種会場、これモデルナワクチンを使用とされてますが、県の主導で開設されております。

今、現時点では、山口県のほうでは、広域集団会場の設置は検討中ということでございまして、現時点では、各市町での接種医療機関による接種、これが、体制が整備されているところでございます。

前回、県のほうで打たれた方につきましても、現時点で広域集団会場が設置されておりませんので、基本的には、市内、あるいはかかりつけの市外での医院での接

種、このようになるものと考えております。

それから、接種券につきましては、各住所地の市町村から発送されます。前回、県庁で打たれた方につきましても、あるいは職域接種といいまして、大手企業が大規模集団をされたケースがありますが、美祢市から市外にお勤めの方々も、接種場所はお勤め先の職場で打たれているんですが、その方々も接種券そのものは美祢市から発送いたします。

で、3点目のお薬、ワクチンのことの御質問ですが。国が、確か先月だったと思いますが、例えば、ファイザーを2回打たれた方がモデルナ2回——3回目の接種、これが交互接種と言われてますが、この交互接種について、国が認めております。

したがいまして、今後ちょっと薬品が——ワクチンがどの種類で配分されてくるかというのは少し状況を見たいと思うんですが、ファイザー、ファイザーで打たれてモデルナを打たれることも可能でございますし、モデルナ、モデルナで打たれた方が、3回目にファイザーを接種するというのも可能という状況にはなっております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、簡潔に質疑を行ってまいりたいと思います。

45ページなんですけど、今回説明があった、生きた英語力育成推進事業474万4,000円ついております。

今回、入国の遅れでまだ日本に来られておらないっていう感じで、今回のこの予算については、それは1名分の今回の補正予算なのかどうかということと、そして、いつ頃入国されて、美祢市で業務に就かれるのは、予測としていつ頃になるのかどうか、これについてまずお伺いします。

○委員長（高木法生君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺義征君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

この減額につきましては、4月から予定しておりましたもの、それに対しての減額ということになります。

新型コロナウイルスの感染症の影響で、入国が遅れておりましたALTにつきましては、1名が11月の上旬に美祢市のほうに参りました。もう1人も、11月の下旬に

美祢市のほうに参りました。既に予定をしておりました2人については入ってきておりますので、それまでの期間の——4月からそれまでの期間の減額ということになっております。

業務につきましては、もう既に学校のほうに入って指導にあたってもらっているところでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。

ということで、基本的には、今現在ALTは4名体制で業務についておるという、こういった認識でいいんでしょうか、ということ、もう1点は、こういった方が1年等で、辞められる方もおられるということで、やっぱり最低2年、3年今までおられた方で、3年おった方も4年もおってですけど、やっぱりそういった方というのは、運動会に出たりとか、しっかりと地域に根差しておられますよね。そういった方というのは、非常に小中学生の英語力もかなり上がってくると思いますので、そういった人をしっかりと人選していくことは大事だと思いますけど、この今2点についてお伺いします。

○委員長（高木法生君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺義征君） 御質問にお答えしたいと思っております。

現在、何名体制かということなんですけれども、国のJETプログラムのほうで任用しておりますものは4名、それと、1名、市のほうで直接雇用ということで任用しておりますので、ALT5名体制で学校等の支援をしているところでございます。

それから、人選につきましては、こちらのほうで人を選ぶということができない状況でございまして、国のほうに要望を、JETプログラムのほうに要望を出す中で、そちらのほうからどういう人をつというのは、もう指定をされてまいりますので、こちらでそれを人選をして断るということもできない状況ではございます。

ただ、入ってまいりまして、美祢市のほうに参りましたら、しっかりと教育委員会も彼らのサポートをして、市のほうにしっかりといろんな面で関わってほしいということは、これまでもやってまいりましたし、これからも、その取組をしていきたいと思っております。その上で本人の希望を最優先にしながら、次年度はどうするかということ聞きながら、特に希望がなければ、ぜひおってほしいというような

こともこちらからも伝えながら、対応していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それから、ジオパーク推進委員事業費ということで、今回も会計年度任用職員パートタイムのほうですけど、157万円減額となっております。前回——前任者のイギリス人の方は、もう辞められたんですけど、今、新規参入者と思いますけれども、こういった国際交流員につきましては、もう既に業務に就かれて、前任者からバトンタッチを受けて、こういった業務をしっかりと行っていく、今までも、このジオパークにおけるユーチューブで配信したりとか、非常に私たちに分かりやすい形で説明してくれて、非常にためになりました。

そういった面で、今後もそういう形で、この美祢市の皆さんに、また海外から来た人のこういった国際交流員の方が、同じような形でそれ以上のものを、しっかりとジオパークの良さを発信してくれる、こういった体制にちゃんとできてるかどうか、これについて、最後お伺いします。

○委員長（高木法生君） 八木下教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（八木下理香子君） 岡山委員の御質問に回答させていただきます。

新しい国際交流員ですけれども、11月の28日に入国ができて、29日の任用、そして、2週間の研修、そして、待機期間を経て12月の13日、来週の月曜日に美祢のほうに着任をいたします。

これまで3年間任用していた国際交流員も、先ほど岡山委員御紹介いただいたように、非常に活躍をしてくれました。来週から、新しい国際交流員が着任しますけれども、彼女の活躍にも期待をしているところです。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

先般の初日の議案79号に関連してですが、この子育て支援で国が10万円の給付の件でありましたが、当面5万円の現金給付ということでしたが、残りはクーポン券ということで、全国的な状況を見ても、クーポンは使いにくいとか、それから手数料が全体で990億円の無駄な手数料があるので一括ではどうかということ

が報道されております。そういったことにおいて、美祢市ではお考えはどうなのでしょう。

○委員長（高木法生君） 三好委員、ここ議案第80号ですから。

○委員（三好睦子君） その他でやりましょう。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第80号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいたします。この80号の件ですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 委員長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

79号に関連してですが、子育て支援で10万円の給付ってというのがございます。皆さん御存じでしょうが、それで、初めは5万円給付して、残りを5万円はクーポンでということでしたが、これについては、各地で——全国各地で異論がありまして、手数料が約990億円の無駄な手数料がいるとか、それからクーポンは使いにくいとか、年代別によっては、なかなかクーポンは使えないという声もあります。

それで、美祢市としてはどのようにお考えられるのか、それについてお尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） 井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

議案第79号におきまして、本定例会初日に、子育て世帯臨時特別給付金給付事業といたしまして、補正予算の御議決をいただいたところでございます。

それにつきましては、委員おっしゃるとおり、まず、5万円を現金給付でということでございます。で、残りの5万円につきましては、クーポン券でということによって12月3日の日に国からの説明会をオンラインで受けたところでございます。

で、12月3日時点での説明では、あくまでもクーポン券での配布が原則ということで説明を受けておりますが、ここ最近、現金給付でもいいというふうな情報も出ております。

ただ、これに関しては、まだ、ニュース・報道の情報の段階でありまして、正式な文書等は市のほうに届いておりません。

ですから、今後、全額現金でも可能というふうな正式な通知が来ましたら、改めて内部で検討し、決定をしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） なるべくなら10万円一括のほうがよろしいかと思えます。手数料もあります。無駄な手数料になっちゃいけません。財源が厳しいとか言いながら、やはり、こういったことはいろいろ——いろんな面でよろしく願いたいと思います。

すみません。皆さんが望まれるように5万円クーポン、5万円——10万円の給付のほうが、経済的な財政面から見ましても、そのほうがいいのではないかと思いますので、よろしく願いたいしまして、終わります。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） ただいまの給付金の関係で、市の内部で検討して、今、国会の動きとかも勘案して、検討、決定するというふうに、ただいま井上次長のほう申しましたけれど、実際に執行する段階においては、当然ながら、議会の議決も必要でありますので——というのが、せんだっての79号のほうは、当初の現金5万円の予算化をしたものでありますので、残りの5万円の執行についての予算等の手続は、まだ、議案として提案をしておりませんので、当然ながら、議会とも協議、相談しながら承認をいただいた上での執行になろうかというふうに思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時46分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月9日

予算決算委員長